

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	1
担当課	部課等名	上下水道局総務課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 1 0		
件 名		業務R 8 第 1 号 上下水道料金システム運用支援業務委託		
業務等の内容		上下水道料金システムについて、システムが正常に稼働しなくなった際の復旧作業、運用上の諸問題に対する質疑応答・作業対応等の支援業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目 5 番 1 6 号 興亜宮崎ビル 5 F		
	名 称	株式会社南日本情報処理センター 宮崎支社		
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当 現在運用している上下水道料金システム（以下「料金システム」という。）は、上記事業者によって構築されたものである。 料金システム及び付帯設備を含めた復旧作業、運用上の諸問題に対する質疑応答等の支援業務を実施するためには、料金システムの専門的知識及び経験が必要であり、構築内容を熟知していることが不可欠である。 この点、上記事業者は、料金システム設置時の唯一の構築事業者であり、料金システムについて熟知している。 仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保証が受けられず、目的を達成できないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。		
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 日		
契約金額		1, 716, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	2
担当課	部課等名	上下水道局水道課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 2 7 0		
件 名		配水 R 8 第 1 号 漏水調査業務委託		
業務等の内容		都城市水道事業給水区域内に布設してある水道管の漏水調査を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市下川東三丁目 3 2 3 8 番地 2		
	名 称	都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
		水道管の漏水調査は、特殊な業務であり、市内において調査に必要な機器及び技術者を有する事業者は、上記組合のみである。 現在、同組合とは、給配水管等修繕単価契約も締結しており、本業務と組み合わせることで、漏水発見から修繕まで一連の漏水防止体制が構築できる。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 日		
契約金額		19, 118, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	3
担当課	部課等名	上下水道局水道課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 2 7 0		
件 名		配水 R 8 第 2 号 洗管業務委託		
業務等の内容		配水管に設置してある消火栓又はドレン等を操作して、配水管外に放水することにより、管内の洗浄を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市下川東三丁目 3 2 3 8 番地 2		
	名 称	都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
		本業務の履行に当たって、消火栓又はドレン等の操作に精通しており、日中における通常洗管業務については、毎日朝の打ち合わせ、緊急的なルート変更への対応、夜間洗管については、市内の道路網、道路状況、周辺環境を理解した従事者を有する事が求められる。 その点、当該事業者は、複数の地元業者で構成されているため、洗管業務はもとより、管網・消火栓等の位置・水系に精通しているだけでなく、一年を通じて日中・夜間共に人員を確保でき、修繕業務も委託しているため洗管業務中の不足の事態に対して迅速に対応可能である。 以上の理由により、洗管業務を安全、円滑、かつ確実な履行が可能である市内の事業者は上記業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 日		
契約金額		35, 200, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	4
担当課	部課等名	上下水道局水道課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 4 2 7 0		
件 名		配水 R 8 第 3 号 管路劣化に伴う漏水リスク評価業務委託		
業務等の内容		「天地人コンパス宇宙水道局」を利用した漏水調査を実施するため、漏水リスク評価業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング		
	名 称	株式会社天地人		
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
		本業務は、本市が提供する水道管の管路情報や漏水履歴等のデータを基に、人工衛星から取得した気象情報や地形情報を組み合わせ、機械学習（AI）を活用してリスク評価を行い、漏水調査を優先的に実施すべき箇所をランク付けして音調調査の迅速化を図り、効率的に漏水調査を実施するものである。 本業務の履行に当たっては、人工衛星から取得するデータや評価手法について十分な知識や実績が必要であるが、上記事業者は、JAXA（宇宙航空研究開発機）が持つ知的財産や知見を利用して事業を行える企業として認定されており、気象情報や地形情報等、複数の衛星から情報を取得し、漏水リスクの評価を行える国内で唯一の事業者である。 また、同事業者が保有する漏水リスク管理業務システム「天地人コンパス宇宙水道局」を利用することで、漏水調査をすべき範囲を管路単位で絞ることができるため、漏水の早期発見と事故防止を図ることができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 日		
契約金額		2, 035, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	5
担当課	部課等名	上下水道局水道課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 2 7 0	
件 名		給水R 8 第 1 号 上下水道局地図情報システムデータ更新保守業務委託	
業務等の内容		配水管、給水管の新設管や布設替え及び水道番号等の変更を行った部分を上下水道局地図情報に更新するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目 1 0 番 2 0 号	
	名 称	株式会社パスコ 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当	
		上下水道局地図情報システムは、上記事業者が納入した製品である。 同システムを使用し、水道管路等を更新させるには、データ更新のサポート・データベースの検証・ソフトウェアの保守が必要であり、このシステムの専門知識や技術を有するとともに、設定内容を十分理解している事が必要不可欠になる。 仮に、この業務を納入した業者以外が行った場合、データの連携や誤作動等の不具合が生じたときの責任が不明確になり、原因究明や障害の復旧に支障が生じる恐れが高くなる事から、本件業務は上記業者に委託して行わせるのが最も適切かつ確実に履行できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 日	
契約金額		1, 925, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	6
担当課	部課等名	上下水道局水道課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 4 2 7 0		
件 名		簡水都城 R 8 第 1 号 漏水調査業務委託		
業務等の内容		都城市各地区簡易水道事業給水区域内（御池簡易水道事業給水区域を除く）に布設してある水道管の漏水調査を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市下川東三丁目 3 2 3 8 番地 2		
	名 称	都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
		水道管の漏水調査は、特殊な業務であり、市内において調査に必要な機器及び技術者を有する事業者は、上記組合のみである。 現在、同組合とは、給配水管等修繕単価契約も締結しており、本業務と組み合わせることで、漏水発見から修繕まで一連の漏水防止体制が構築できる。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 日		
契約金額		3, 531, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	7
担当課	部課等名	上下水道局水道課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 4 2 7 0		
件 名		簡水御池 R 8 第 1 号 漏水調査業務委託		
業務等の内容		御池簡易水道事業給水区域内に布設してある水道管の漏水調査を行う業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市下川東三丁目 3 2 3 8 番地 2		
	名 称	都城管工事協同組合		
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
		水道管の漏水調査は、特殊な業務であり、市内において調査に必要な機器及び技術者を有する事業者は、上記組合のみである。 現在、同組合とは給配水管等修繕単価契約も締結しており、本業務と組み合わせることで、漏水発見から修繕まで一連の漏水防止体制が構築できる。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 日		
契約金額		1, 364, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	8
担当課	部課等名	上下水道局下水道課		
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1		
件 名		公共管渠R 8 第 1 号 下水道台帳システム保守業務委託		
業務等の内容		下水道課で稼動している都城市下水道台帳システム（P a s C A L 下水道）の運用保守を行う事により、安定した情報提供のできるシステム環境を確保するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目10番20号		
	名 称	株式会社パスコ 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
		上記事業者は、現在運用している都城市下水道台帳システム（以下「システム」という。）の開発、導入及び設定を行った事業者である。 本業務の履行に当たっては、システムの安定的な稼動を維持するために、システムに関する専門的な知識を有すること及び設定内容を十分に理解している必要があることから、システムの開発、導入及び設定を行った事業者でなければ、適切かつ確実な履行ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。		
契約締結日		令和 8 年 4 月 1 日		
契約金額		1, 100, 000 円		

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	9
担当課	部課等名	上下水道局下水道課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1	
件 名		農集建補委 R 8 第 3 号 桜木宝光地区汚水槽防食塗装実施設計業務委託	
業務等の内容		桜木宝光地区農業集落排水処理施設内の汚水槽 1 箇所の経年劣化した防食塗装を再構築工事するための実施設計業務を行なうもの。	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市柳丸町 3 8 8 番地 1 4	
	名 称	宮崎県土地改良事業団体連合会	
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当	
		当該施設は、農村地域における生活排水処理施設として整備が進められ、供用開始から26年が経過し老朽化が進行しているため、計画的に更新整備を行う必要がある。 汚水処理施設では硫化水素等によりコンクリート構造物が腐食しやすいため、腐食環境を把握した上で防食塗装材料や工法を選定することが重要である。また、工事の際は、通常の汚水処理を継続しながら作業するため、処理工程に影響のないバイパスシステムの構築が必要であり、農業集落排水事業特有の専門知識を有し、農業集落排水施設の実施設計、現場監理等の実績を有していることが求められる。 上記事業者は、県内全地区の農業集落排水事業の事業計画、実施設計、現場監理等に携わっており豊富な専門知識を持っている。本業務を遂行する上で重要な技術士、環境計量士、農業集落排水計画設計士等の資格者を有し、他市町村でも同様の実績がある。また、当該施設の実施設計を行っており処理工程や汚水槽の構造を十分把握しているため、通常処理工程に影響のない実施設計が可能である。これらの理由から、本業務に対応できる事業者は他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 3 日	
契約金額		2, 530, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	10
担当課	部課等名	上下水道局水道課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 4 2 7 0	
件 名		公共工事積算システム賃貸借	
業務等の内容		公共工事積算システムの賃貸借期間が令和 8 年 8 月末で満了するため、新たに 5 ヶ年の長期継続契約を締結するもの (令和 8 年 9 月 1 日から令和13年 8 月 3 1 日までの長期継続契約)	
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区上呉服町12番33号	
	名 称	株式会社リサーチアンドソリューション	
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当	
		現システムは、水道施設及び下水道施設工事の積算設計をする際に利用しており、また、現システムを用いて作成した設計書等の膨大なデータを保有している。 これらの蓄積情報は、今後の業務においても参照・活用し、積算業務の効率化を図る必要があり、今後も引き続き現システムを利用する必要がある。 また現システムは、上記事業者の製品であり、その利用許諾については同事業者からでなければ受けることができない。 以上の理由から、現システムの唯一の提供元である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		42, 893, 400 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	11
担当課	部課等名	上下水道局下水道課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1	
件 名		公共処理場 R 8 第 7 号 中央終末処理場沈砂掻揚機 V バケット修繕	
業務等の内容		中央終末処理場に設置されている沈砂掻揚機 V バケットの修繕を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市早鈴町 1 9 街区 1 0 号 サイレントビル 2 階	
	名 称	株式会社西村管理	
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当 現在、V バケットは、摩耗が進行しているため、突発的な設備停止のおそれがある。当該設備が停止した場合、下水処理工程全体に沈砂が流入し正常な下水処理が出来なくなるため、V バケットの修繕を行い、沈砂掻揚機を正常に維持する必要がある。 本業務の履行にあたっては、沈砂池設備を長時間停止させて修繕することが不可能なため、処理工程を調整しながらの作業を行うことが求められる。 この点に関して、上記事業者は、当該処理場の維持管理を受託しているため、処理工程を把握しており、設備及び機器の構造や運転管理についても十分に熟知している。 以上の理由により、処理工程に影響なく、安全で早急な業務執行が可能である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		1, 311, 200 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	12
担当課	部課等名	上下水道局下水道課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1	
件 名		公共処理場 R 8 第 8 号 都城市公共下水道に係る技術的援助（施設機能確認）業務委託	
業務等の内容		下水処理場の管理業務について、包括的民間委託方式の管理受託者による業務遂行が適切に行われているか否かを監視・評価する業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号	
	名 称	日本下水道事業団	
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当	
		本市では、下水処理場の管理業務について、包括的民間委託方式を導入している。包括的民間委託方式においては、管理受託者による業務遂行の巧拙により、施設の機能及び寿命に大きな差が生じ得る。 このため、委託する監視・評価業務は、下水道施設の管理に関する専門的知識を有し、公平・中立的な立場の者に実施してもらう必要がある。 そこで、次に掲げる理由により上記事業者と随意契約するものである。 （１）上記事業者は、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であるため、本市の利益を優先した業務履行が期待できること。 （２）上記事業者は、下水道法第22条の適用除外（下水道事業団法第27条）となっている唯一の法人であり、技術力、経験等について高い評価が法律上明確になっていること。 （３）豊富なデータ及び実績を有し、より経済的・効率的に事業を進めることができ、計画、設計、建設、事後点検、維持管理、多岐にわたる業務のアフターケア等を行えること。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		4, 700, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

		番号	13
担当課	部課等名	上下水道局下水道課	
	電話番号	0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1	
件 名		公共ポンプR 8 第 1 0 号 下川東地区 排水ポンプ保守点検（年次点検）業務委託	
業務等の内容		下川東地区における内水対策として運用する可搬式排水ポンプの機能を常時良好な状態に保つため、可搬式排水ポンプの保守点検を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市吉尾町 9 1 2 番地 9 第 1 アパートカミツマガリ 1 0 1 号	
	名 称	中村消防防災株式会社 都城営業所	
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当 可搬式排水ポンプ（以下、「ポンプ」という。）は上記業者より購入したものであり、ポンプの構造等を熟知しており、同事業者でなければポンプの機能を常時良好に保つための保守点検を確実に実施することはできない。 また、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、台風等の豪雨時にポンプに異常が生じた際、稼働可能状態への復旧に相当の時間を要し、豪雨に伴う被害の拡大が予想される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和 8 年 6 月 1 2 日	
契約金額		1, 650, 000 円	

令和 8 年度 随意契約理由書

			番号	14
担当課	部課等名	上下水道局下水道課		
	電話番号	0 9 8 6 － 2 3 － 5 9 2 1		
件 名		公共処理場 R 8 第 1 0 号 中央終末処理場 N o . 1 汚泥搬送コンベアスクリーン修繕		
業務等の内容		脱水汚泥を搬送する設備について、スクリーンの交換を行うもの		
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区荒戸二丁目 1 番 5 号		
	名 称	月島ジェイテクノメンテサービス株式会社 九州支店		
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
		今回修繕を行う汚泥搬送コンベアは、中央終末処理場において、脱水した汚泥を排出用容器まで搬送する設備である。 当該設備は、平成 1 6 年の稼働から 2 0 年以上が経過し、主要部品であるスクリーンの劣化及び消耗が著しいため、早急な修繕が必要である。 この主要部品は、上記事業者のノウハウや実績に基づいて設計・製作されているものであるため、他事業者は部品を調達することができない。 仮に他事業者が代替品によって修繕を行った場合、十分な精度及び性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、当該設備の設計・施工業者である上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日		令和 8 年 6 月 2 2 日		
契約金額		16, 500, 000 円		